

各年度のインドネシア産生鮮パイナップルの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づく割当ての対象となるパイナップル（900グラム未満のものとし、生鮮のものに限る。以下「インドネシア産生鮮パイナップル」という。）の各年度における関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和6年2月15日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

インドネシア産生鮮パイナップル（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0804.30号の1に掲げる物品のうち1個の重量が900グラム未満のもの（全形のもので皮を除いていないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。））

2 各年度における合計割当数量 300 t

3 各年度における通関期限 関税割当証明書を発給した日の属する年度の末日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省農産局園芸作物課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 各年度における提出期間

期間開始日 4月1日（同日が行政機関の休日の場合には翌開庁日）

期間終了日 翌年3月31日（同日が行政機関の休日の場合には前開庁日）の前日から起算して4日前（行政機関の休日は算入しない）

なお、直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。

提出期間中は、毎週月曜日、水曜日及び金曜日を締切日とし、当該月曜日、水曜日及び金曜日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を締切日とする。

各年度において、締切日時点で年度当初からの申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量（以下「限度数量」という。）を超えた場合は、当該年度の残りの期間は申請の受付は行わないこととし、当該年度における申請の受付は終了した旨を当省ウェブサイトに掲載する。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分までとする。その他の提出方法でその到達が午後3時30分を過ぎた場合は、翌日に提出されたものとみなす。

第5 関税割当申請者の資格

インドネシアが発給する証明書を所持する者であって、当該証明書の「輸入者」の欄に記載された者と同一である者

ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、申請を受け付

けないものとする。

- 1 インドネシアが発給する証明書の証明書番号が、同一の限度数量に係る同年度の申請で使用済みである場合
- 2 インドネシア政府から、インドネシアが発給する証明書が取り消され、当該証明書が無効である旨の連絡が、農林水産省に対してなされた場合
- 3 インドネシアが発給する証明書の記載内容を含め、当該証明書が真正でないと認められる場合

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。

- 2 書面による提出

- (1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

- (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省農産局園芸作物課 果実関税割当担当者宛

- 3 電子メールによる提出

件名を「インドネシアパイナップル（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

tariff_hcd@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

2 インドネシアが発給する証明書の原本又はその写し（別記様式1）

3 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、各年度において、前年度における割当実績を有する者であって、申請時点において前年度に提出されている書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。また、同一の年度に、本公表により2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、これらの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

第8 割当基準

各年度において年度当初からの申請数量の総計が限度数量に達するまで、インドネシアが発給する証明書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を、申請順に割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の交付

1 提出期間に提出のあった関税割当申請書については、原則として締切日の翌日から起算して4日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に関税割当証明書を発給するものとする。

ただし、第5から第8までに基づく審査に時間を要する案件の場合には、関税割当証明書の発給が遅れることがある。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

第10 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め
に違反した場合又は虚偽の申請若しくは報告（省令又は本公表に定める
申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当医
に関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告する
ものとする。

第11 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場
合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。
このうち、（5）に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期
間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課
に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとす
る。

（1）関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全
部がなくなったとき。

（2）関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一
部がなくなったとき。

（3）割当数量を全て消化したとき。

（4）関税割当証明書の効力が停止したとき。

（5）関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連
情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、
関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付す
るものとする。申請書提出時にインドネシアが発給する証明書の写しを
提出した場合は、関税割当証明書を返納するまでにインドネシアが発給
する証明書原本を送付するものとする。

第12 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の交付に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に規定する公表のための内容を除く。

第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 5 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。
- 6 申請に関する電話による問い合わせ先は次のとおり。
農林水産省農産局園芸作物課（03-3501-4096）
- 7 本公表は令和6年度の関税割当てから適用する。